

〔宅地建物取引士証交付・再交付手続き及び必要書類一覧〕

| | |
|---|--|
| <p>1 宅地建物取引士証の交付手続き</p> <p>大分県にて宅地建物取引士資格試験に合格・資格登録をし、なおかつ試験合格した日より1年以内の場合は下記のことをそろえて当協会へ申請してください。</p> | <p>2 宅地建物取引士証の再交付手続き</p> <p>亡失・滅失等が原因で再発行が必要となった場合は、下記のことをそろえて当協会へ申請してください。</p> |
| <p>提出書類（●の書類は当協会HPでダウンロードができます）</p> <p>①宅地建物取引士証交付申請書（様式第7号の2の2） ● ②カラー写真2枚（縦3cm×横2.4cm） ③大分県収入証紙4, 500円分【注1】</p> <p>※宅地建物取引士証を郵送希望の方は、下記のもの追加が必要になります。 ④返信用封筒（簡易書留料金分の切手貼付済のもの【注2】） ※封筒は定形サイズ（長3または長4）</p> <p>窓口（来所）で申請される場合は、上記①～③を当協会へご持参ください。 郵送申請の場合は、上記①～④を当協会へ郵送ください（簡易書留郵便が望ましい）。</p> | <p>提出書類（●の書類は当協会HPでダウンロードができます）</p> <p>①宅地建物取引士証再交付申請書（様式第7号の5） ● ②宅地建物取引士証の（亡失・滅失）に係る理由書 ● ③カラー写真1枚（縦3cm×横2.4cm） ④大分県収入証紙4, 500円分【注1】 ⑤警察署発行の遺失物証明書（必要事項を記載したメモでも可） 警察署によっては遺失物証明書を発行しない場合があります。 その場合は、(1)遺失物の届出をした警察署名(2)届出をした日付(3)受理番号を記入したメモでも代用可能です。</p> <p>※宅地建物取引士証を郵送希望の方は、下記のもの追加が必要になります。 ⑥返信用封筒（簡易書留料金分の切手貼付済のもの【注2】） ※封筒は定形サイズ（長3または長4）</p> <p>窓口（来所）で申請される場合は、上記①～⑤を当協会へご持参ください。 郵送申請の場合は、上記①～⑥を当協会へ郵送ください（簡易書留郵便が望ましい）。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">宅地建物取引士証の再交付については、紛失の内容によって⑤が不要場合があります。 詳しくは当協会（Tel.097-536-3758）にお問い合わせください。</p> |
| <p>【注1】大分県収入証紙の購入については、当協会（Tel.097-536-3758）にお問い合わせください。</p> <p>【注2】大分県宅建協会への郵送申請の場合には、返信用封筒を同封していただきますが、この封筒は作成をした宅地建物取引士証を送付する為のものです。 取引士証の送付には簡易書留が望ましいので、簡易書留料金分の切手の貼付をお願いしています。</p> | |